

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
31	<p>いわて地域農業マスタープラン実践支援事業【結果 01】</p> <p>実施計画書の添付資料の不足について</p> <p>【現状の問題点】 補助金の交付を受ける際、事業実施主体は、「事業実施主体の定款又は規約等、組合員の状況がわかる資料の写し」を事業実施計画書に添付する旨、様式に記載されているが、提出された実施計画書には団体の規約が添付されているものの、組合員に関する記載はなく、事業実施主体に該当する団体か判断することはできない。</p> <p>【解決の方向性】 市は聴き取りにて、当該組合が中心経営体である認定農業者3名から構成されていることを確認したとのことであるが、添付書類としての定款又は規約等は例示であり、本来、申請した団体等が事業実施主体に該当することを示す資料の写しを求めているものである。今後、申請者からの提出資料を慎重に確認し、必要な場合には、事業実施主体に該当することを明確に示す資料の添付を徹底するよう申請者に求める必要がある。</p>	<p>補助事業の対象となる事業実施主体に該当することを示す資料の添付を徹底してまいります。</p> <p>(農政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>事業実施主体から、書面にて組合員名簿を徴取し、補助事業の対象となる要件を充足していることを確認いたしました。</p> <p>今後は、事業実施主体に該当することを明確に示す資料の書面での提出を徹底し、確実に確認してまいります。</p> <p>(農政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
39	<p><b>畜産振興事業【結果02】</b></p> <p>補助金交付要領の補助限度額の記載について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 盛岡市種雄牛管理事業費補助金、盛岡市肉用牛改良増殖事業費補助金、盛岡市ブロイラー価格安定対策事業費補助金について、補助限度額が補助金交付要領に記載されておらず、実務上、補助金の交付決定時に市が補助限度額を都度決定している。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 仮に補助金交付要領に補助限度額の記載がない場合、補助事業者が補助率の範囲内であれば無制限に補助金を受領できるとの誤解を与えかねない。よって、市は補助金交付要領に補助限度額を明記し、交付される補助金に上限があることを補助事業者に周知すべきである。</p>	<p>補助金交付要領に補助限度額を記載していない補助金については、要領改正の上、補助事業者に対し周知してまいります。</p> <p>(農政課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>対象の 3 つの補助事業に係る交付要領について、令和 5 年 3 月 31 日付けで一部改正を行い、補助限度額を明記いたしました。</p> <p>(農政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
40	<p><b>畜産振興事業【結果03】</b></p> <p>補助事業者が作成する収支決算書の市における確認について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      もりおか短角牛振興事業費補助金交付要領及びもりおか短角牛振興事業費補助金について、一部の事業者から提出された収支決算書は、収入合計から支出合計を差し引いた歳入歳出差引残額が 0 円と記載されていたが、収入合計と支出合計は一致しておらず、明らかな収支決算書の記載誤りと考えられる。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      収支決算書は、補助事業者が実施した事業における収入、支出、補助対象経費等を市が正確に把握し、補助金の交付決定を行う過程において重要な書類である。そのため、市は収支決算書の内容に誤りがないかを十分に確認し、仮に記載誤りが発見された場合には、補助事業者に適時に修正するよう指導する必要がある。</p>	<p>補助金の交付申請から完了報告手続に係る添付資料については、その内容等に誤りがないかを複数人で十分に確認し、仮に記載誤りが発見された場合には、補助事業者に適時に修正するよう指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>決裁時にチェック人員を増やすことで対応することにいたしました。</p> <p>今後も、確実な確認作業を徹底してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
53	<p><b>中山間地域等直接支払事業【結果05】</b></p> <p>実態に即した収支予算書及び収支精算書の徴取について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      交付された中山間地域等直接支払交付金は、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用できるものである。このため、収支予算書及び収支精算書には、本来、「共同活動」や「個人配分」等といった実態を反映した科目名と金額を記載することにより、その収支実態を示すべきものであり、現状、その役割を果たしていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      今後は、各集落等の収支実態に即した収支予算書及び収支精算書の提出を求める必要がある。</p>	<p>令和 4 年12月 1 日付けで盛岡市中山間地域等直接支払交付金交付要領を改正し、収支予算書及び収支精算書において、「共同活動」と「個人配分」を分けて記載するよう様式を改正しております。</p> <p>(農政課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>令和 4 年12月 1 日付けで盛岡市中山間地域等直接支払交付金交付要領を改正し、収支予算書及び収支精算書において、「共同活動」と「個人配分」を分けて記載するよう様式を改正いたしました。</p> <p>令和 4 年度事業実績書の収支精算書から分けて記載しております。</p> <p>(農政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
54	<p><b>中山間地域等直接支払事業【結果06】</b></p> <p>収支精算書の未徴取について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 中山間地域等直接支払交付金の交付対象である一集落から、その内訳である出納帳は提出されていたものの、収支精算書が提出されていなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 今後、対象集落等からの提出書類の確認作業を徹底する必要がある。</p>	<p>令和 3 年度の収支精算書が未提出だった一集落に対しては、提出を依頼済みです。</p> <p>令和 4 年度の収支精算書についても、交付対象である全ての集落に確実な提出を求めているところであり、今後は確認作業を徹底してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>令和 3 年度の収支精算書が未提出だった一集落に対しては、収支精算書を受領し内容を確認いたしました。</p> <p>今後も、確実な提出を求め確認作業を徹底してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
54	<p><b>中山間地域等直接支払事業【結果07】</b></p> <p>実施状況の公表内容について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      国の中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第 16において、市町村は集落毎に運用16に掲げる事項等を公表する旨が定められているが、盛岡市のウェブサイトでは、集落毎の協定面積や交付金額等については公表されているものの、農業生産活動等の実施状況及び農業生産活動等の体制整備時の実施状況については、集落協定数のみが公表されている状況である。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      国の要領等に沿った内容での公表を行う必要がある。</p>	<p>令和 4 年度の実施状況報告を公表する際には、国の要領等に沿った内容で公表を行ってまいります。</p> <p>(農政課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>令和 4 年度の実施状況は、農業生産活動等の実施状況及び農業生産活動等の体制整備時の実施状況についても公表いたしました。</p> <p>今後も、国の要領等に沿った内容で公表してまいります。</p> <p>(農政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
61	<p><b>環境保全型農業直接支払交付金事業【結果08】</b></p> <p>営農活動計画書におけるGAP実施の取組意思欄の表記漏れについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 環境保全型農業直接支払交付金の交付にあたっては、営農活動計画書において、各構成員の国際水準GAPの実施に係る取組意思を記載し市に提出することが定められている。しかしながら、一部の事業者から提出された営農活動計画書において、その構成員のうちの一名に係る国際水準GAPの実施に係る取組意思確認欄の表記漏れがあった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 営農活動計画書に誤った記載がなされた場合、GAP実施の取組意思が正しく営農活動計画書に反映されず、実態と乖離が生じることになり、本交付金の交付にあたって提出された営農活動計画書の意義が損なわれかねない。よって、営農活動計画書とその関係書類の照合を慎重に行い、営農活動計画書において、国際水準GAPを実施する取組意思が正しく反映されるように書類を整備すべきである。</p>	<p>申請書類受領時に内容に誤り等がな いかを複数人で十分に確認し、仮に記 載誤りが発見された場合には、補助事 業者に適時に修正するよう指導してま いります。</p> <p>(農政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>決裁時にチェック人員を増やすこと で対応することにいたしました。 今後も、確実な確認作業を徹底して まいります。</p> <p>(農政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
74	<p><b>経営体育成支援事業【結果09】</b></p> <p>目標達成状況報告書に記載された付加価値額の確認について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 経営体育成支援事業（通常タイプ）において、令和 4 年 6 月に、各経営体から、令和 3 年度実績に係る「経営体育成支援事業目標達成状況報告書（1 年度目）」が提出されているが、このうち 1 件において、付加価値額の算出に誤りがあった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 付加価値額は、経営体育成支援事業補助金の成果を測定する重要な指標の一つであることから、今後、慎重に金額の確認を行う必要がある。</p>	<p>付加価値額は、事業活動により生み出されたもの以外は含めないとされており、算定のため徴取した所得税青色申告決算書において、雑収入の区分欄に記載された項目の内訳も確認し、事業活動以外の収入を除くべきところであったことから、今後は、内訳も確認し適正な取扱いに努めてまいります。</p> <p>なお、本指摘の付加価値額の算定誤りは、達成状況の可否に影響を及ぼすものではありません。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>令和 4 年度実績に係る目標達成状況報告書においては、雑収入の区分欄に記載された項目の内訳も確認し、事業活動以外の収入を除いた金額を用いて、目標達成状況を確認いたしました。</p> <p>今後も、適正な金額を用いて、補助金の成果を検証してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。



令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
80	<p><b>農業施設維持管理事業【結果10】</b></p> <p>除排雪報告書（月報）日付について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 農道の除排雪報告書（月報）を確認したところ、農道の除雪委託業務の受託者から提出された12月分の除排雪報告書（月報）日付が令和 4 年 1 月 17 日となっているにもかかわらず、検査年月日が令和 3 年 12 月 31 日となっていた検査調書があった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 除排雪報告書（月報）と検査年月日の日付の順番において不整合しており、検査日付を適切に記載すべきである。</p>	<p>除排雪報告書（月報）受領時に内容等に誤りがないかを複数人で十分に確認し、仮に記載誤りが発見された場合には、受注者に適時に修正するよう指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>業務の実施に当たり、提出された書類等については複数人で十分に確認し、仮に記載誤りが発見された場合は、受注者に適時指導していくことにいたしました。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
85	<p><b>木材需要拡大推進事業【結果11】</b></p> <p>補助金に係る消費税等について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 補助事業者が補助対象の経費を支払うことなどは課税仕入に該当することがあるため、確定申告に際して補助事業で支払った経費等に係る消費税額を仕入税額控除した場合には、補助事業者は補助対象経費に係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、補助事業完了後に消費税等の確定申告により、補助対象経費に含まれる消費税額等のうち課税仕入に係る消費税額等として控除できる金額が確定した場合には、原則として市に返還する必要がある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 盛岡市市産材利用店舗等支援事業補助金交付要綱に消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還に関する文言を加えるように改正し、補助事業者について、補助金の額の確定から一定の期間が経過した後に補助対象経費に含めていた消費税額等に係る仕入税額控除の状況を報告させることとするとともに、その報告に消費税等の確定申告書等の写しを添付させて、報告内容について十分確認すべきである。</p>	<p>盛岡市補助金交付規則第 7 条第 1 項に基づき、消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還に関する文言を補助金交付決定通知書に記載し、交付申請者に通知してまいります。 (林政課)</p>	<p><b>○措置済</b> 消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還に関する文言を補助金交付決定通知書に記載し、交付申請者に通知しております。 (林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
87	<p><b>森林適正管理推進事業【結果12】</b></p> <p>補助金に係る消費税等について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 盛岡市間伐等促進対策事業補助金交付要綱及び盛岡市緊急除伐支援事業補助金交付要綱では、補助事業者が補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合に、市に報告を義務付ける文言がない。補助事業者には消費税等の納税義務者であり、消費税等の申告により、補助対象経費に含まれる消費税額等のうち課税仕入に係る消費税等として控除できる金額が確定することもある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還に関する文言を加えるように改正し、補助事業者について、補助金の額の確定から一定の期間が経過した後補助対象経費に含めていた消費税額等に係る仕入税額控除の状況を報告させることとするとともに、その報告に消費税等の確定申告書等の写しを添付させて、報告内容について十分確認すべきである。</p>	<p>盛岡市補助金交付規則第 7 条第 1 項に基づき、消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還に関する文言を補助金交付決定通知書に記載し、交付申請者に通知してまいります。 (林政課)</p>	<p><b>○措置済</b> 消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還に関する文言を補助金交付決定通知書に記載し、交付申請者に通知しております。 (林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
90	<p><b>市有林造成事業【結果13】</b></p> <p>委託先の選定について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 市有林除間伐作業委託及び市有林搬出間伐作業委託について、一者随意契約により全て盛岡広域森林組合が委託先となっていた。作業内容としては、通常の除間伐、搬出間伐とのことであり、この4契約について請負率を確認したところ、3つの契約で98%を超える請負率になっている。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> どの事業者でも実施可能な作業内容であれば、競争入札により事業の経済性を高めるべきではないだろうか。</p>	<p>令和 4 年度から委託先の選定については、指名競争入札を実施しております。</p> <p>(林政課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>令和 5 年度においても委託先の選定については指名競争入札を実施しており、今後も受注機会の均等性及び経済性の確保に努めてまいります。</p> <p>(林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
104	<p><b>森林保全事業【結果14】</b></p> <p>山火事防止広報業務の見積り依頼について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 山火事防止広報業務の平成30年度から令和 3 年度の委託先業者が、全ての年度において特定の業者が選定されていた。令和 3 年度の委託先選定は、盛岡市入札参加者業務委託等の登録業者で広告・宣伝業務に登録している業者のうち、過去 5 年間に当該業務委託の見積通知を行っている 3 者に対して見積り依頼を行っていた。このような見積り依頼の仕方では、過去に見積り依頼を受けていない業者はこの業務を受託することができない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 山火事防止広報業務は、巡回広報車による呼びかけを行う業務であり、特殊な業務というわけでもないため、事業者に対し幅広く業務の履行可否を確認し、見積り依頼をするべきである。</p>	<p>令和 4 年度から委託先の選定については、指名競争入札を実施しております。</p> <p>(林政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 4 年度から指名競争入札を実施しております。</p> <p>(林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
105	<p><b>林道管理事業【結果15】</b></p> <p>路面補修等業務の写真について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 路面補修等業務委託の仕様書では、写真管理は、各施工箇所工種毎に着工前、竣工後、必要に応じ施工中、出来形検測を撮影し、作業報告書（日報）と併せて提出を求めているが、着工前、竣工後の写真が提出されていない路面補修工事が散見された。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 仕様書では、出来形検測だけでなく、着工前、竣工後の写真を提出することになっているため、着工前、竣工後の写真を提出するように適切に指導を行うべきである。</p>	<p>仕様書を厳守するよう受注者を指導するとともに、提出を受けた写真の確認を行うようにしてまいります。 (林政課)</p>	<p><b>○措置済</b> 提出資料を十分に審査し、必要に応じて受注者から聞き取りを行いながら、適切な資料を作成するよう指導いたしました。 (林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
112	<p><b>マツクイムシ被害防止対策事業【結果16】</b></p> <p>再委託の承諾について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      松くい虫被害木駆除業務委託は、その 1～その16まで区分して業務委託が行われているが、一部の業務委託について再委託が行われており、市は再委託の事実を把握していない状況であった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      業務委託契約約定で定めるとおり、再委託にあたって、委託先である盛岡広域森林組合は市の承諾を得る必要がある。</p>	<p>受注者へ再委託の確認を行い、現場着手前に承諾願いを提出するよう指導してまいります。</p> <p>(林政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>現場着手前に承諾願を提出させることにいたしました。</p> <p>(林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
115	<p><b>農地中間管理事業【結果17】</b></p> <p>盛岡市機構集積協力金支給申請書の受領時期について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 令和 3 年度に機構集積協力金（経営転換協力金）を交付した 6 件については、国の要綱に基づく「経営転換協力金交付申請書」は令和 3 年 12 月中に提出され、令和 3 年度の適用単価にて協力金が交付されているものの、市の要綱に基づく「盛岡市機構集積協力金支給申請書」が、令和 4 年度の適用単価となる令和 4 年 1 月 1 日以後の日付で提出されていることから、結果として、市の要綱の定めよりも大きい金額が交付される形となっている。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 盛岡市機構集積協力金支給要綱の定めを踏まえずに事務処理日程を定め、申請者に対して年明けの日付での支給申請書の提出を求めた結果生じたものであり、実態から判断して返還等は要しないが、今後、要綱等に沿った形で事務処理日程を見直し、適切に交付事務を行う必要がある。</p>	<p>交付金支給事務における事務処理スケジュールと要綱の根拠を表示したチェックシートを作成し、事務処理ミスを防止することとし、令和 4 年度から適切に交付事務を執行しております。 (産業振興課)</p>	<p>○措置済</p> <p>交付金支給事務における事務処理スケジュールと要綱の根拠を表示したチェックシートを作成し、事務処理ミスを防止することとし、令和 4 年度から適切に交付事務を執行しております。 (産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。



令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
119	<p><b>多面的機能支払交付金事業【結果18】</b></p> <p>実施報告書の総会開催日付の記載誤りについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 補助事業者から提出された多面的機能支払交付金の実施状況報告書を確認したところ、総会開催日付について、前年度の 2 月 23 日、3 月 29 日を記載している実施状況報告書があった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 今後、実施状況報告書の総会開催日付について、適切な日付を記載するように指導すべきである。</p>	<p>令和 4 年度から中間検査の際に対象組織含めて全組織あてに指導するとともに、提出を受けた実施状況報告書の確認を行うように実施しております。 (産業振興課)</p>	<p><b>○措置済</b> 令和 4 年度から中間検査の際に対象組織含めて全組織あてに指導するとともに、提出を受けた実施状況報告書の確認を行うよう実施しております。 (産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
127	<p><b>有機物資源活用施設管理運営事業【結果20】</b></p> <p>自動車損害賠償責任保険証明書の紛失に対する対応について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 市は本事業で使用する市の車両のうち 3 台の自動車損害賠償責任保険証明書を紛失した。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 当該事象の発生原因及び再発防止策を課内の上長が各担当者に文書等によって直接説明をするなど、再発防止のために十分かつ丁寧な対応をすべきである。</p>	<p>自動車損害賠償責任保険証明書を紛失した件については、証明書等の備え付けの際には、2名での相互確認を行うこととしました。</p> <p>また、再発防止のため、証明書の備え付けについて、文書による周知を図り、公用車運行管理規程等を順守し、事故のないように取り組むこととします。</p> <p style="text-align: right;">(産業振興課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>自動車損害賠償責任保険証明書の備え付けの際には、2名での相互確認を行うこととし、紛失の再発防止に向けて、文書による周知を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
128	<p><b>有機物資源活用施設管理運営事業【結果21】</b></p> <p>車両の車検日期限切れについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 本事業で使用している市所有の車両の車検整備に際し、車検整備事業者に車検手続きを依頼したところ、齟齬が生じて車検日期限を経過した。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 課内の年間スケジュールに車検予定日を予め設定することや、担当の引き継ぎ資料に車検予定時期を明記するなどの対策が必要と考える。</p>	<p>各車両管理に正副担当を置くとともに、車検終了日を課員全員で共有し、車検日を課内のスケジュール表に設定するなどの対策に取り組むこととします。</p> <p>(産業振興課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>各車両管理に正副担当を置くとともに、車検終了日を課員全員で共有し、車検日を課内のスケジュール表に設定いたしました。</p> <p>(産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
130	<p><b>地区振興センター等管理運営事業【結果22】</b></p> <p>物品の維持管理について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      姫神地区振興センター、農民研修センター、岩洞生活改善センターのそれぞれについて、市の側で貸与物品リストが作成されておらず、従って指定管理者からの現在高報告もなされていなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      今後、これら 3 施設について、現品の確認を行ったうえで貸与物品リストを作成し、指定管理者との基本協定書又は仕様書に綴りこんで、基本協定書第12条に従う事務手続をとる必要がある。</p>	<p>現品の確認を早急に行い、物品リストを作成します。また、指定管理者との基本協定書又は仕様書に綴り込み、再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(産業振興課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>貸与物品リストを作成し、仕様書に綴りこみました。令和 5 年度協定締結の際に年度末の備品現在高報告の履行を指示しております。令和 4 年度末時点の備品現在高については令和 5 年 3 月 31 日に報告の履行を確認しております。</p> <p style="text-align: right;">(産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
131	<p><b>地区振興センター等管理運営事業【結果23】</b></p> <p>再委託の未承認について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      農民研修センターにおいて基本協定書第 7 条に基づく市の承認がなされていなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      市は指定管理者に対し、基本協定書第 7 条の順守を徹底させる必要がある。収支計画書を受領した時点で委託料の計上があれば、速やかに再委託の承認申請書を徴取すべきである。</p>	<p>計画書において、委託料を確認した際、受注者が再委託を行う場合は、再委託前に承認願を提出するよう指導してまいります。</p> <p>(産業振興課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>収支計画書を受領した時点で委託料の計上があれば、速やかに再委託の承認申請書を徴取することとし、指定管理者である農民研修センター管理運営委員会とも相互に確認し、実施しております。</p> <p>(産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
137	<p><b>牧野管理運営事業【結果24】</b></p> <p>牧野使用料収入に係る納入通知書の作成誤りについて</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 市は、牧野使用料収入の計算及び納入通知書の作成過程においてエクセルデータを使用していたが、使用日数等の入力誤りがあり、結果として金額に誤りのある納入通知書を発行してしまった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 納入通知書の作成にあたっては、人的リソースの手当てが可能であればチェック人数を増やすことや、入・退牧日入力、納入通知書発行時のチェックを別担当で行うこと等により再発防止を図るべきである。</p>	<p>納入通知書の作成に当たり、入退牧の日付が記されている日誌の確認を別担当で実施し、エクセルデータの確認においても、別担当で再度確認して納入通知書を作成することとします。 (産業振興課)</p>	<p><b>○措置済</b> 納入通知書の作成に当たり、入退牧の日付が記されている日誌の確認を別担当で実施し、エクセルデータの確認においても、別担当で再度確認して納入通知書を作成しております。 (産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
137	<p><b>牧野管理運営事業【結果25】</b></p> <p>盛岡市牧野衛生検査業務委託の仕様書の記載について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 盛岡市牧野衛生検査業務委託について岩手県農業共済組合と業務委託契約を締結しており、その内容については、業務委託仕様書において詳細が定められているが、業務受託者が提供すべき成果品の内容や、業務完了後に市に提出すべき書類について、業務委託仕様書に定めがない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 業務受託者による成果品や提出すべき書類について、網羅的に記載されるよう仕様書を見直すべきである。</p>	<p>成果品等の書類について記載した仕様書を作成し委託業務を実施することとします。</p> <p>(産業振興課)</p>	<p>○措置済</p> <p>成果品等の書類（完了届）について記載した仕様書を作成し委託業務を実施しております。</p> <p>(産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
145	<p><b>総合交流ターミナル管理事業【結果26】</b></p> <p>物品の維持管理について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> ユートランド姫神に存在する市の所有に属する備品について、市の側で貸与物品リストは作成されていたが、指定管理者からの現在高報告がなされていなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 指定管理者への指定管理料支出に先立つ履行確認事務として、基本協定書、年度協定書等において指定管理者に作成・提出を義務付けている書類については、適時にもれなく提出されているかを確認しなければならない。</p>	<p>指定管理者に対して、毎年度の備品現在高報告を徹底するよう指導を行うこととします。</p> <p>(産業振興課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>令和 5 年度協定締結の際に年度末の備品現在高報告の履行を指示しております。</p> <p>なお、令和 4 年度末時点の備品現在高については、令和 5 年 3 月 31 日に報告の履行を確認しております。</p> <p>(産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。



令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
149	<p>文京区学生と創るアグリイノベーション事業【結果 27】</p> <p>公募条件から逸脱した提案の取扱いについて</p> <p>【現状の問題点】 文京区学生と創るアグリイノベーション事業の公募型プロポーザル方式において、応募した 3 者のうち 1 者は、その人数によると業務委託契約の上限額を超過するとして、事業者側の要望により 87 名に減じた人数にて積算して提案を認めている。</p> <p>【解決の方向性】 公募型プロポーザルにおいて、1 者のみ条件を変更する取扱いは不公正であり、本来は、失格として取り扱うべきものである。</p>	<p>令和 4 年度から公募型プロポーザルにおいては、統一した積算条件及び提案条件を提示のうえ、実施することとし、条件に反した応募者については失格として取扱うなど公正な審査を行うこととします。</p> <p>(産業振興課)</p>	<p>○措置済</p> <p>統一した積算条件及び提案条件を提示のうえ、公募型プロポーザルを実施しております。</p> <p>(産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【結果分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
151	<p>文京区学生と創るアグリイノベーション事業【結果 28】</p> <p>公募時における積算条件の統一について</p> <p>【現状の問題点】 公募に際して、事業者から、1 者は学割を適用した金額で委託料を積算し、2 者は学割を適用しない金額で積算して申し込んでいる。</p> <p>【解決の方向性】 あくまで委託料の提案金額は事業者が自己の責任で積算するものであり、提案書類を作成する前提として、学割を適用する（又はしない）金額での委託料に統一するか、双方の金額を提示するよう定め、事業者側の積算に基づく金額により審査すべきである。</p>	<p>令和 4 年度から公募型プロポーザルにおいては、事業者側に統一した積算条件及び提案条件を提示のうえ、実施しております。</p> <p>(産業振興課)</p>	<p>○措置済</p> <p>統一した積算条件及び提案条件を提示のうえ、公募型プロポーザルを実施しております。</p> <p>(産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
32	<p>いわて地域農業マスタープラン実践支援事業【意見 01】</p> <p>成果目標の設定根拠の提出について</p> <p>【現状の問題点】                      薬剤散布用スピードスプレーヤーの購入費の一部について助成を求めるに当たり、必須目標として「販売量の増加」を、任意目標として「販売額の増加」を採用しているが、提出された実施計画書には、各項目について現状値、目標値及び向上率等が記載されているが、その根拠資料等は添付されていない。</p> <p>【解決の方向性】                      事業実施主体が岩手中央農業協同組合のりんご部会に所属していることから、当該農業協同組合を通じて算出した数値が記載されているものをもって妥当なものと判断しているが、あくまで市が補助金の交付主体であり、現状値や目標値等の妥当性を検証し得るよう、成果目標に関する数値の根拠資料についても提出を求めることが望ましい。</p>	<p>現状値や目標値の妥当性を検証できるように、事業実施主体に根拠資料の提出も求めてまいります。</p> <p>(農政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>令和 3 年度の根拠資料が未提出だった一件に対しては、現状値や目標値を検証できる資料を受領し内容を確認いたしました。</p> <p>今後も、成果目標に関する数値の妥当性を検証できる根拠資料の確実な提出を求め確認作業を徹底してまいります。</p> <p>(農政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
48	<p><b>有害鳥獣対策事業【意見02】</b></p> <p>電気柵設置補助金申請者の電気柵購入時の見積書取得について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      電気柵設置補助金について、市は複数の電気柵購入先事業者から見積書を手し、販売価額が安価な事業者から購入するように口頭で伝えているが、補助金申請者がそれを実施しているかを市は十分に確認していない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      市は複数から見積書を手しているかを補助金申請者に確認するとともに、1 者からのみ見積書を手している補助金申請者がいる場合には複数から見積書を手するよう指導することが望ましいと考える。</p>	<p>補助金交付申請時に 2 者以上の見積書を添付するよう求めるとともに、1 者からのみ見積書を徴取している場合は、その理由を確認し、状況に応じて補助金申請者を指導してまいります。                      (農政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>補助金申請時、申請者は 2 者以上の見積書を添付することにいたしました。                      (農政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
62	<p><b>農業基盤整備事業【意見04】</b></p> <p>農業用施設維持改良事業補助金の提出期限について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      農業用施設等維持改良事業補助金の補助事業完了報告書のうち、補助事業完了年月日が令和 3 年 5 月 17 日、提出日付は令和 3 年 6 月 7 日と事業完了から 21 日後の報告となっていた補助事業完了報告書があった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      盛岡市農業用施設等維持改良事業補助金交付要綱では提出期限について、「別に定める」とあるが、提出期限について、通知等は発出してなく、特に定められていなかった。交付要綱で「別に定める」とある以上、別途、補助金の交付を受ける者に対して、提出期日を通知すべきである。又は、交付要綱の別表で提出期日について「別に定める」とせず、交付要綱において、提出期限について、実態に合致するように定めるべきである。</p>	<p>盛岡市農業用施設等維持改良事業補助金交付要綱を改正し、要綱に提出期限を明記いたします。</p> <p>(農政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>盛岡市農業用施設等維持改良事業補助金交付要綱を改正し、要綱に提出期限を明記いたしました。</p> <p>(農政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
70	<p><b>食と農の連携推進事業【意見06】</b></p> <p>業務委託における競争性の確保について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      公募型プロポーザル方式を採用したにもかかわらず応募者が 1 者のみという状況では、競争性が確保されていないと考えられる。のみならず、民間に多様なノウハウやアイデアが潜在的にあったとしてもそれを本事業に生かしきれていないともいえる。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      応募期間を十分に確保すること以外に、仕様の示し方に改善の余地がないか検討することも有用である。特に、従前の受託者が一方的に有利とならないよう、新規に応募しようとする者にも取り組みやすいような仕様とすることが重要である。</p>	<p>多様な民間手法の活用により本事業の効果を高めるに当たり、競争性を確保するため、応募期間を十分に確保するほか、新規の応募者が業務内容を十分に理解し、取り組みやすいよう具体的な記載とするなど、仕様書を随時見直してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>委託事業者の募集において、応募期間を十分に確保するほか、新規の応募者にも理解しやすく、取組に意欲を示すよう、委託業務内容をより具体的に記載するなど、仕様書の見直しを随時行いながら進めることとしました。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
71	<p><b>食と農の連携推進事業【意見07】</b></p> <p>再委託の把握について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 「美食王国もりおか」ニューノーマル対応食イベント実施業務のうち、デザイン、HPの更新など一部の実践部隊が請負業者以外の会社であった。提案書の中で請負業者以外の会社の存在、役割を認識し承諾していたが、再委託に該当するとの認識はされていなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 再委託に該当する場合は、契約書の定めに従って、事前に市の承諾手続が必要となる。</p>	<p>業務の実施に当たり履行責任の所在が不明確とならないよう、実施体制や内容について受託者とともに事前に十分確認するとともに、再委託に該当する場合は、契約書の定めに従い、必要な手続を講じてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(農政課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>業務の実施に当たっては、実施体制や内容について受託者とともに事前に確認するとともに、再委託に該当する場合は、履行責任の所在が不明確とならないよう、契約書の定めに従い、必要な手続を講じることとしました。</p> <p style="text-align: right;">(農政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
75	<p><b>経営体育成支援事業【意見08】</b></p> <p>適切な根拠資料の受領について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      経営体育成支援事業（通常タイプ）にて補助金の交付を受けた経営体のうち 1 件について、経営体は個人（A 氏）となっているが、令和 3 年度に提出された補助金交付申請書等においては、B 社（代表取締役 A 氏）名にて書類が提出されている。会社法上、株式会社は他の会社（特例有限会社を除く。）と合併することは認められているが、個人の有する事業との合併は想定されていない。このため、このような「合併契約書」が作成されていたとしても、A 氏の個人事業に係る権利義務が包括的に B 社に承継されることは制度上あり得ず、実態としては、A 氏の個人事業の B 社への譲渡である可能性が考えられる。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      個人と株式会社との合併という、現行制度上ではあり得ない手続を前提とした資料ではなく、適切な根拠資料の提出を求めるべきであったものであり、今後、申請者からの提出資料については、より慎重な検討を行われたい。</p>	<p>今後、同様の案件があった際は、注意を徹底するとともに、当該案件以外でも、補助金の交付に係る根拠資料の提出を受ける際には、慎重な確認を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>補助金の交付については、これまでも国又は県と適宜相談した上で、対象者の実態を慎重に確認し、その根拠資料についても精査をしているところですが、今回は実態を適切に確認したものの、その附属資料が適切ではなかったことから、今後同様の案件があった際には、注意を徹底するとともに、当該案件以外でも、補助金の交付に係る資料の提出を受ける際には、慎重な確認を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農政課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。



令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
93	<p><b>外山森林公園管理事業【意見12】</b></p> <p>施設利用者の意見収集について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 現状のアンケートでは、毎年度の指定管理施設の管理運営状況を把握し、モニタリングを行うための「指定管理者のモニタリングシート」の「3 サービスの質の確認について」の「サービス提供の状況」の「適」「要改善」を埋めるための間になっており、利用者の意見・要望・苦情等に関する間がなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> アンケートには意見等について、自由記載ができる欄を設けることや実際に実施している事業等についてのアンケートを追加する等利用者の意見を幅広く聴くことができるアンケート内容を追加することが望ましい。</p>	<p>アンケートに自由記載の項目を追加し、利用者の意見・要望等を森林公園の維持管理に反映するよう努めてまいります。</p> <p>(林政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>指定管理者に対し自由記載の項目を追加するよう依頼いたしました。</p> <p>(林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
95	<p><b>外山森林公園管理事業【意見13】</b></p> <p>備品の現物確認について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 外山森林公園の指定管理者は、市の所有に属する外山森林公園の備品について、備品の状況を明らかにし、年度末の現在高を市に報告しなければならないとされている。事業報告書に備品台帳を添付して、市に報告しているが、実際に現物確認したか否かについて、備品台帳を確認しただけでは、判別ができない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 備品の実在性を確認するため、備品の現物確認を1年に1回、指定管理者に依頼し、現物確認の結果を報告するように依頼すべきである。</p>	<p>備品台帳により現物確認を年に1回実施していることを指定管理者に確認しておりますが、現物確認の実施を書面で確認できるよう、事業報告書に確認月日の欄を追加するよう指導いたします。</p> <p>(林政課)</p>	<p><b>○措置済</b> 指定管理者に対し、事業報告書に確認月日を追加するよう指導いたしました。</p> <p>(林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
96	<p><b>外山森林公園管理事業【意見14】</b></p> <p>備品台帳について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 外山森林公園の指定管理者は、事業報告書に備品台帳を添付して、市に報告しているが、備品台帳には配置場所や配置状況の記載がない。備品について、取得年月日が相当古い備品が多くあり、配置場所等の把握が困難な備品も多くあることが想定される。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 指定管理者が変わることもあり、備品の配置場所等の引継ぎが十分に行われない可能性もある。現物確認を容易にするためにも、備品台帳の摘要欄に配置場所を記載することを検討してもよいであろう。</p>	<p>備品台帳に配置場所の欄を追加するよう指導し、備品の管理に努めてまいります。</p> <p>(林政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>指定管理者に対し、備品台帳に配置場所の欄を追加するよう指導いたしました。</p> <p>(林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
96	<p><b>外山森林公園管理事業【意見15】</b></p> <p>修繕履歴等の一覧表について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 外山森林公園は、開設から相当の年月が経過しており、修繕が必要な箇所が存在している。そのため、修繕について、過去の修繕履歴、現状の要修繕事項、今後の修繕見込みについて、優先順位を立て、計画的に修繕を進めるべきである。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 過年度の修繕履歴、今後の修繕見込みについて、一覧表になっているものはないため、今後効率的な修繕を進めるために修繕履歴・見込み等を一覧表として作成することが望ましい。</p>	<p>修繕台帳を作成し、計画的に施設修繕を実施してまいります。</p> <p>(林政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>修繕台帳を作成済みであることを確認いたしました。今後の計画的な施設修繕に活用できるよう改良を加えてまいります。</p> <p>(林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
98	<p><b>都南つどいの森管理事業【意見16】</b></p> <p>施設利用者の意見収集について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 現状のアンケートでは、毎年度の指定管理施設の管理運営状況を把握し、モニタリングを行うための「指定管理者のモニタリングシート」の「3 サービスの質の確認について」の「サービス提供の状況」の「適」「要改善」を埋めるための間になっており、利用者の意見・要望・苦情等に関する間がなかった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> アンケートには意見等について、自由記載ができる欄を設けることや実際に実施している事業等についてのアンケートを追加する等利用者の意見を幅広く聴くことができるアンケート内容を追加することが望ましい。</p>	<p>アンケートに自由記載の項目を追加し、利用者の意見・要望等を森林公園の維持管理に反映するよう努めてまいります。</p> <p>(林政課)</p>	<p><b>○措置済</b> 指定管理者に対し、自由記載の項目を追加するよう依頼いたしました。</p> <p>(林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
100	<p><b>都南つどいの森管理事業【意見17】</b></p> <p>備品の現物確認について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      都南つどいの森の指定管理者は、市の所有に属する都南つどいの森の備品について、備品の状況を明らかにし、年度末の現在高を市に報告しなければならないとされている。事業報告書に備品台帳を添付して、市に報告しているが、実際に現物確認したか否かについて、備品台帳を確認しただけでは、判別ができない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      備品の実在性を確認するため、備品の現物確認を1年に1回、指定管理者に依頼し、現物確認の結果を報告するように依頼すべきである。</p>	<p>備品台帳により現物確認を年に1回実施していることを指定管理者に確認しておりますが、現物確認の実施を書面で確認できるよう、事業報告書に確認月日の欄を追加するよう指導いたします。</p> <p>(林政課)</p>	<p><b>○措置済</b>                      指定管理者に対し、事業報告書へ確認月日の項目を追加するよう依頼いたしました。</p> <p>(林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
101	<p><b>都南つどいの森管理事業【意見18】</b></p> <p>備品台帳について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      都南つどいの森の指定管理者は、事業報告書に備品台帳を添付して、市に報告しているが、備品台帳には配置場所や配置状況の記載がない。備品について、取得年月日が相当古い備品が多くあり、配置場所等の把握が困難な備品も多くあることが想定される。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      指定管理者が変わることもあり、備品の配置場所等の引継ぎが十分に行われない可能性もある。現物確認を容易にするためにも、備品台帳の摘要欄に配置場所を記載することを検討してもよいであろう。</p>	<p>備品台帳に配置場所の欄を追加するよう指導し、備品の管理に努めてまいります。</p> <p>(林政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>指定管理者に対し、備品台帳に配置場所の欄を追加するよう指導いたしました。</p> <p>(林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
101	<p><b>都南つどいの森管理事業【意見19】</b></p> <p>修繕履歴等の一覧表について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      都南つどいの森は、開設から相当の年月が経過しており、修繕が必要な箇所が存在している。そのため、修繕について、過去の修繕履歴、現状の要修繕事項、今後の修繕見込みについて、優先順位を立て、計画的に修繕を進めるべきである。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      過年度の修繕履歴、今後の修繕見込みについて、一覧表になっているものはないため、今後効率的な修繕を進めるために修繕履歴・見込み等を一覧表として作成することが望ましい。</p>	<p>修繕台帳を作成し、計画的に施設修繕を実施してまいります。</p> <p>(林政課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>修繕台帳を作成済みであることを確認いたしました。今後の計画的な施設修繕に活用できるよう改良を加えてまいります。</p> <p>(林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。



令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
106	<p><b>林道管理事業【意見20】</b></p> <p>路面補修工事の作業報告書添付写真の日付について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 路面補修工事の舗装補修集計表では、維持補修作業員作業が7月5日～8日で実施となっていたが、構造物撤去の写真の日付が「2021.7.12」「2021.7.13」「2021.7.15」となっており、舗装補修集計表と写真日付の間に齟齬が生じ、受託者からの提出資料での整合性が取れていない状況であった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 添付した写真の余白に実際の作業日を記載してもらうなどの措置が必要であったと思われる。今後、舗装補修集計表と写真日付の間に齟齬が生じていた際には、添付した写真の余白に実際の作業日を記載するように適切に指導を行うべきである。</p>	<p>写真や報告書等の提出資料については、整合性を図るため十分な確認を行うよう指導してまいります。</p> <p>(林政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>提出資料を十分に審査し、必要に応じて受注者から聞き取りを行いながら、適切な資料を作成するよう指導いたしました。</p> <p>(林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
107	<p><b>林道管理事業【意見22】</b></p> <p>林道除草業務の実績一覧表の作成について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 林道除草業務委託では、毎年、生活路線が多い除雪路線について、優先的に除草作業を行っており、その上で予算残があれば、追加で必要と認められた林道の除草作業を毎年、実施しており、過年度の除草実績を考慮した上で、必要と思われる林道の除草作業を実施しているとのことであったが、過年度除草実績一覧表のような形式では保有していないとのことであった。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 過年度除草実績一覧表があれば、市としても引継ぎが必要な場合に、後任の担当者も過年度の除草実績や今後の見込みを把握することが容易となり、対外的にも経年で除草実績を提示することにより、除草作業の優先順位が分かり、住民への説明責任も果たすことができることから、計画的な林道除草業務を実施するために経年での除草実績一覧表を作成することが望ましい。</p>	<p>除草業務の実績を記録し、計画的に実施するよう努めてまいります。 (林政課)</p>	<p>○措置済 過年度の除草実績一覧表を作成いたしました。今後も計画的な除草業務を実施いたします。 (林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
109	<p><b>カモシカ食害対策事業【意見23】</b></p> <p>委託先が実際に作業に要した作業日数の把握について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> カモシカ食害対策事業の委託料の積算において人件費の構成割合は小さくなく、所要人夫数、すなわち作業日数に、想定される人件費単価を乗じて計算される。委託先から提出される作業委託終了届を確認したところ、着手年月日、終了年月日は記載されているが、実際作業にどれくらいの時間を要したかは記載されていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 作業日数が委託料の積算要素として構成されている以上は、事業の経済性の観点から、実際の作業日数を把握するよう努めるべきではないだろうか。</p>	<p>受注者に作業日報を提出させる等、実績の確認を行います。</p> <p>(林政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>受注者に作業日報を提出させることにいたしました。</p> <p>(林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 農林部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
112	<p><b>マツクイムシ被害防止対策事業【意見24】</b></p> <p>委託先が実際に作業に要した作業日数の把握について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      松くい虫被害木駆除業務委託における委託業務について、委託料の積算において人件費の構成割合は小さくなく、所要作業日数に、想定される人件費単価を乗じて計算される。委託先から提出される作業完了届を確認したところ、着手年月日、終了年月日は記載されているが、実際作業にどれくらいの時間を要したかは記載されていない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      作業日数が委託料の積算要素として構成されている以上は、事業の経済性の観点から、実際の作業日数を把握するよう努めるべきではないだろうか。</p>	<p>受注者に作業日報を提出させる等、実績の確認を行います。</p> <p>(林政課)</p>	<p>○措置済</p> <p>受注者に作業日報を提出させることにいたしました。</p> <p>(林政課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
119	<p><b>多面的機能支払交付金事業【意見25】</b></p> <p>実施報告書での総会での了承について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 多面的機能支払交付金の実施状況報告書の総会の了承を得るには、年度末から実施状況報告書の提出期日である翌年度の4月上旬までの間であり、その期間に総会開催が可能な組織に対しては、その時期に開催し、多面的機能支払交付金に関する実施状況報告書の了承を得るように指導すべきある。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 組織規模が大きく、その短期間での総会開催が困難な組織については、事後了解を得ていることを確認するために議事録を後日、徴取し、確認を行うべきである。</p>	<p>年度末から実施状況報告書の提出期日である翌年度の4月上旬までの間に総会開催が可能な組織に対しては、その時期に開催するよう指導するとともに、当該期間に総会開催が困難な組織については、後日、議事録を徴取し、確認するように手続きを見直してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(産業振興課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>年度末から実施状況報告書の提出期日である翌年度の4月上旬までの間に総会開催が可能な組織に対しては、その時期に開催するよう指導するとともに、当該期間に総会開催が困難な組織については、後日、議事録を徴取し、確認するように手続きを見直しております。</p> <p style="text-align: right;">(産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
119	<p><b>多面的機能支払交付金事業【意見26】</b></p> <p>実施報告書の提出日付について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 多面的機能支払交付金の実施状況報告書の提出に関する通知において、実施状況報告書の日付は提出日を記載するように求めているが、空白の実施状況報告が 2 件提出されていた。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 提出依頼で提出日付について、提出日を記載のことで明記しているため、適切に提出日を記載するように指導をすべきである。</p>	<p>中間検査の際に対象組織含めて全組織あてに指導するとともに、提出された報告書について複数人で確認を行うこととします。</p> <p>(産業振興課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>中間検査の際に対象組織含めて全組織あてに指導するとともに、提出された報告書について複数人で確認を行っております。</p> <p>(産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
139	<p><b>活性化センター管理運営事業【意見27】</b></p> <p>業務計画書上の予算額と収支決算書上の予算額の不一致について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 岩洞活性化センター、町村活性化センターの指定管理者である藪川地区活性化推進協議会から提出された収支計画と収支決算書に記載されている予算額に不一致がみられた。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 市は、指定管理者に対して事業計画段階での予算を正確に作成するよう指導する必要がある。</p>	<p>指定管理者に対して、事業計画段階での予算を正確に作成するよう指導を行うとともに、提出された書類について複数人で確認を行うこととします。 (産業振興課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>指定管理者が令和 5 年度の収支計画を作成する際に、収支計画と収支決算書に記載されている予算額の不一致について指摘があった旨を伝えるとともに、事業計画段階での予算を正確に作成するよう指導を行い、複数人による確認体制を構築するなど指導を行いました。</p> <p>また、提出された書類について複数人で確認を行っております。 (産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
140	<p><b>活性化センター管理運営事業【意見28】</b></p> <p>決算数値の正確性について</p> <p><b>【現状の問題点】</b>                      旅費に関しては、決算額が予算額を上回っているのであれば、その実態を正確に示すべく、打ち切り額でなく実際の発生額を収支決算書に記載し、翌年度の予算策定に役立てたり、経費節減の目標を立てたりすることが望まれる。</p> <p><b>【解決の方向性】</b>                      当該旅費は提出書類の運搬その他の目的で町村活性化センターと玉山総合事務所との間を自動車で移動する際に発生するとのことであるが、例えば自動車を使つての運搬に替えて郵送するなど、節減の余地はあると思われる。</p>	<p>収支決算書については、決算額の数字を正確に記載するよう指導を行います。また、経費削減に向けた方法についても併せて検討することとします。                      （産業振興課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>収支決算書については、年度内に計上した決算額をすべて記載するよう指導を行いました。その上で、翌年度の予算策定や経費節減に向けた検討に活かしております。                      （産業振興課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。



令和 4 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
142	<p><b>岩洞体験農園管理運営事業【意見29】</b></p> <p>広範囲にわたる周知活動について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> 令和 3 年度の利用区画数は18区画であり全42区画の半分程度の利用率である。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 現在行われている市の広報誌での利用募集だけではなく、SNS媒体等の活用による若い世代への周知促進や小中学校といった教育施設を通じた利用等についても検討する等し、一層の活用を図りたい。</p>	<p>区画の有効利用が図られるよう広報以外の媒体による周知を行うこととします。</p> <p>(産業振興課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>区画の有効利用が図られるよう広報以外の媒体による周知を行うこととし、令和 5 年度はSNS媒体を活用し周知を行っております。</p> <p>(産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和4年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第252条の38第6項）

テーマ：盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について【意見分】

部局等名 玉山総合事務所

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
146	<p><b>総合交流ターミナル管理事業【意見30】</b></p> <p>コロナ下における経営の方向性について</p> <p><b>【現状の問題点】</b> ユートランド姫神経営改革プランはウィズコロナを前提としたものではないため、これに沿って経営しても業績の改善は難しいと言わざるを得ない。</p> <p><b>【解決の方向性】</b> 市はたまやま振興株式会社に対して、ウィズコロナにおける新たな経営の方向性と目標を定めた上で速やかに実行に移すよう要請すべきである。あわせて、たまやま振興株式会社に対する支援について、金額的規模及び期間、財源の持続可能性等を含めてそのあり方を見直す必要がある。</p>	<p>現在の中期計画の対象期間が令和5年度までとなっており、次期中期計画の内容については、ウィズコロナも視野に入れて、時世に応じた計画を策定するよう要請することとします。</p> <p>(産業振興課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>たまやま振興株式会社に対し、ウィズコロナも視野に入れた新たな経営の方向性と目標を定め、速やかに実行に移すよう要請したところです。</p> <p>たまやま振興株式会社において、これらを踏まえた次期中期計画を策定しております。</p> <p>(産業振興課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。